



熊本県公報

第 1 2 3 1 1 号

平成 26 年 4 月 30 日(水)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○平成 26 年度包括外部監査契約の締結	(人事課) 1
○熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部を改正する要綱	(監理課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 2
○救急医療機関に関する認定	(医療政策課) 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止	(障がい者支援課) 3
○道路の供用開始	(道路保全課) 4
○建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領	(監理課) 5
○熊本県遊泳用プール等指導要項の一部を改正する要項	(業務衛生課) 5
公 告	
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 6
○平成 26 年度熊本県製菓衛生師試験の実施	(健康危機管理課) 6
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定	(総務事務センター) 7
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 8
○熊本県庁舎で使用する電気における落札者の決定	(管財課) 8
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 8
○平成 26 年度熊本県献血推進計画の策定	(業務衛生課) 9
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 10
○土地改良区役員の退任及び就任	(") 11
○土地改良区役員の退任及び就任	(") 12
○土地改良区役員の退任及び就任	(") 12
○土地改良区役員の退任及び就任	(") 12
正 誤	
○平成 26 年 4 月 13 日熊本県公報号外第 24 号目次中	(県政情報文書課) 13
○平成 26 年 4 月 13 日熊本県公報号外第 25 号目次中	(") 13

告 示

熊本県告示第 443 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成 26 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 星野 誠之
 - (2) 住所 菊池市赤星 1093 番地
- 2 契約の期間
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- 3 監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法
契約で定める基本費用の額の範囲内における前金払及び監査の結果に関する報告書提出後の精算払

熊本県告示第 444 号

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 26 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部を改正する要綱
 熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）の一部を
 次のように改正する。
 別表を次のように改める。

工 事 種 類 規 模 別 等 級 表

工事の種類	等級	工事の請負対象金額	
土木一式工事	A1	5,500万円以上	
	A2	1,100万円以上	5,500万円未満
	B	330万円以上	1,100万円未満
	C	330万円未満	
建築一式工事	A1	1億3,200万円以上	
	A2	5,500万円以上	1億3,200万円未満
	B	2,750万円以上	5,500万円未満
	C	1,100万円以上	2,750万円未満
	D	1,100万円未満	
ほ装、電気及び管工事	A	1,100万円以上	
	B	330万円以上	1,100万円未満
	C	330万円未満	

附 則
 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

熊本県告示第445号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 平成26年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人ライトハピネス	デイサービス福笑庵	八代市福正町9 18番地1	平成26年 4月21日	通所介護

熊本県告示第446号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
 平成26年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人ライトハピネス	デイサービス福笑庵	八代市福正町9 18番地1	平成26年 4月21日	介護予防通所介護

熊本県告示第447号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
 平成26年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(救急病院)

名 称	所 在 地	認 定 期 間
熊本市立熊本市市民病院	熊本市東区湖東一丁目1番 60号	平成26年3月28日から 平成29年3月27日まで
くまもと森都総合病院	熊本市中央区新屋敷一丁目	平成26年3月28日から

17番27号

平成29年3月27日まで

熊本県告示第448号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
第二明星学園グループホーム・ケアホーム事業所 上益城郡御船町大字小坂字下原2140番地1	社会福祉法人 御陽会 上益城郡山都町神ノ前免ノ原242-15 武元 典雅	共同生活援助	平成26年 3月31日
第二つつじヶ丘学園グループホーム事業所 球磨郡あさぎり町免田西3003番地56	社会福祉法人 つつじヶ丘学園 球磨郡あさぎり町須恵4180番地1 恒松 丈一	共同生活援助	平成26年 3月31日
第一きぼうの家 宇城市松橋町豊福165	社会福祉法人 清香会 宇城市松橋町竹崎1115番地の1 山内 豊	共同生活援助	平成26年 3月31日
メゾン銀河 宇土市新町3丁目31	社会福祉法人 銀河の会 宇土市築籠町141-2 梅田 和利	共同生活援助	平成26年 3月31日
あゆの里グループホーム・ケアホーム事業所 上益城郡甲佐町津志田2472	社会福祉法人 五色会 上益城郡甲佐町津志田2472 荒瀬 一巳	共同生活援助	平成26年 3月31日
八代学園グループホーム・ケアホーム事業所 八代市二見本町240番地	社会福祉法人 八代愛育会 八代市二見本町240番地 古田 利成	共同生活援助	平成26年 3月31日
みゆきホーム 上天草市松島町今泉6172番地	社会福祉法人 恵山会 上天草市松島町今泉6172番地	共同生活援助	平成26年 3月31日
氷川学園グループホーム・ケアホーム事業所 八代郡氷川町宮原1116	社会福祉法人 清流会 八代郡氷川町宮原字下中ノ迫1116 田河 昭	共同生活援助	平成26年 3月31日
グループホームあかり 八代市高下西町1760	社会福祉法人 権現福祉会 八代市場町35番地2 松本 善孝	共同生活援助	平成26年 3月31日
グループホーム・ケアホーム大喜地 下益城郡美里町馬場字町頭528-1	社会福祉法人 白寿会 八代郡氷川町鹿島945 境 徹夫	共同生活援助	平成26年 3月31日
みずき園共同生活援助・共同生活介護事業所	社会福祉法人 誠心会 球磨郡あさぎり町上西6	共同生活援助	平成26年 3月31日

球磨郡あさぎり町上西6 81番地1	88番地 坂居 誠		
熊本県りんどう荘 宇城市松橋町豊福283 2	社会福祉法人 熊本県社 会福祉事業団 熊本市東区長嶺南二丁目 3番2号 若本 隆治	共同生活援助	平成26年 3月31日
南海寮グループホーム・ケ アホーム事業所 天草市本町下河内168 5番地1	社会福祉法人 啓友会 天草市本町下河内168 5番地1 松浦 政一	共同生活援助	平成26年 3月31日
まどか園 水俣市月浦269-13	社会福祉法人 照徳の里 水俣市月浦269-13 萩嶺 淨円	共同生活援助	平成26年 3月31日
絆グループホーム・ケアホ ーム事業所 八代市古閑中町1101 番地3	株式会社 八代介護がじ ゅまる 八代市古閑中町1101 番地3 梶 貴裕	共同生活援助	平成26年 3月31日
グループホーム・ケアホー ムゆきぞの 下益城郡美里町栗崎行園 原564	社会福祉法人 十百千会 下益城郡美里町栗崎行園 原564 大村 正秀	共同生活援助	平成26年 3月31日
一体型共同生活介護事業 所わかあゆ 人吉市蟹作町209番地 1	社会福祉法人 人吉市社 会福祉事業団 人吉市蟹作町字西中通2 11番地1 丸山 善利	共同生活援助	平成26年 3月31日
熊東園グループホーム・ケ アホーム管理事業所 上益城郡益城町広崎78 6-1	社会福祉法人 耕心会 上益城郡益城町広崎78 6-1 永坂 政文	共同生活援助	平成26年 3月31日
かしの木ハウスグループ ホーム・ケアホームもり 人吉市上戸越町455番 地1	特定非営利活動法人 か しの木ハウス 人吉市上戸越町472番 地1 森 正美	共同生活援助	平成26年 3月31日

熊本県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年4月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町小津奈木 350番1地先から 同所 342番1地先まで	102.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成26年4月30日

熊本県告示第450号

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成26年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領（平成17年熊本県告示第380号）の一部を次のように改正する。

平成17年熊本県告示第380号及び同条第2項第2号中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改め、同条に次の1項を加える。

3 この要領で「営業」とは、営業所、従業員、のれん等の有形無形の財産（積極財産のほか消極財産も含む。）をいう。

第3条各号列記の全部又は一部中「すべて」を「全て」に改め、同条第3号中「すべての営業権」を「営業の全部又は一部」に、「限る」を「限り、営業の一部を譲り受けた会社又は業あつては、従業員のうち1人以上の技術者を承継し、かつ、建設業に係る負債の承継又は清算を行う」も業権に限るに改め、同条第4号中「すべて」を「営業の全部又は一部を承継した」に、「営業権」を「営業の一部を譲り受けた会社又は業あつては、従業員のうち1人以上の技術者を承継し、かつ、建設業に係る負債の承継又は清算を行う」も業権に限るに改める。

第4条第1項中「各号に」の次に「掲げる場合の区分」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 合併等の前日における消滅又は廃業する合併等の当時会社の技術者を半数以上承継する場合は、次のア又はイに掲げる年度の区分に應じ、それぞれア又はイに定める率

ア 合併等の日から3年を経過する日が属する年度までの各年度 15パーセント

イ アに定める期間の後、合併等の日から5年を経過する日が属する年度までの各年度 10パーセント

(2) 前号以外の場合 次のア又はイに掲げる年度の区分に應じ、それぞれア又はイに定める率

ア 合併等の日から3年を経過する日が属する年度までの各年度 10パーセント

イ アに定める期間の後、合併等の日から5年を経過する日が属する年度までの各年度 5パーセント

第5条第1項中「5年」を「3年」に改める。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、改正後の建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の規定は、平成26年6月1日以降に発生する吸収合併、新設合併及び事業譲渡並びに会社分割による承継から適用する。

熊本県告示第451号

熊本県遊泳用プール等指導要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成26年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県遊泳用プール等指導要項の一部を改正する要項
熊本県遊泳用プール等指導要項（平成4年熊本県告示第580号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第1条中「基準等を定めることにより」を「基準の遵守等を定める要項」に改める。

第3条の見出しを「（基準の遵守等）」に改め、同条第1項及び第3項中「遵守しなげればならない者等」を「遵守するものとする」に改め、同条第4項中「プールの設置者等」を「プールの設置者等」に改める。

第4条中「提出しなげなければならない」を「提出するものとする」に改める。

第5条の見出しを「（任意の協力等）」に改め、同条第1項中「改善を指示する」を「、設置者に対し、改善するよう求める」に改め、同条第2項中「場合には」の次に「、必ず、要に応じ」を加え、「随時監視を行い、当該遊泳用プールが施設基準、維持管理基準及び水質基準に適合しないと認めるときは、改善を指示する」を「設置者の同意を得て現地調査を行う」に改め、「なお、安全基準の取扱いについて、設置者から要請があった場合は、3、保健所等所長は、前項の規定により現地調査を行うときは、設置者に対し、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。」を削り、同条に次の1項を加える。

別表の1の(1)のア中「p h 値」を「p H 値」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

公 告

熊本県公告第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年4月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字皆本151番1、同152番1、同152番2、同153番1、同153番2、同154番1、同154番2、同169番1、同169番2、同170番1、同170番3及び里道5,657.62平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
下益城郡美里町二和田1233番地
社会福祉法人 千寿会

熊本県公告第234号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により平成26年度熊本県製菓衛生師試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、熊本県製菓衛生師法施行細則（昭和42年熊本県規則第40号）第2条の規定により公告する。
平成26年4月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験日時及び場所
(1) 日時 平成26年7月23日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
※2のただし書に該当する者は、午後2時45分まで
(2) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館地下1階地下大会議室
- 2 試験科目
試験科目は、次に掲げる科目とする。ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造に係る2級以上の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出たものについては、試験科目のうち(6)に掲げる科目を免除する。
(1) 衛生法規
(2) 公衆衛生学
(3) 食品学
(4) 栄養学
(5) 食品衛生学
(6) 製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択）
- 3 受験資格
試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
(2) 学校教育法第57条に規定する者で、2年以上菓子製造業に従事（原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務しているものに限り、専ら製品の運搬及び配達並びに食器及び器具の洗浄等に従事しているものを除く。以下同じ。）したもの
(3) 法の施行の日（昭和41年12月26日）に現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）で、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において3年を超えていたもの又は法の施行の日後3年を超えるに至ったもの
- 4 受験手続
(1) 受験願書の配付
各保健所及び健康危機管理課での配付、郵送による配付及び熊本県ホームページからの配信により実施する。
各保健所及び健康危機管理課での配付期間は、平成26年6月9日（月）から同月20日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
郵便による配付を希望する者は、宛先を明記し92円切手を貼った返信用封筒（長形3号、A4用紙の長辺を三つ折りにした書類が入る大きさの封筒）と連絡先（本人と直接連絡が取れる電話番号等）を記載したものを同封し、封筒の表に「製菓衛生師試験願書請求」と朱書して熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）宛て請求すること。
(2) 受験願書受付期間
ア 受付期間は、平成26年6月16日（月）から同月20日（金）までとする。
イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
ウ 郵送による受験申込みは、平成26年6月20日（金）までの消印があるものに限って受け付ける。

- (3) 受験願書の提出
 - ア 試験を受けようとする者は、(4)の提出書類等に(5)の受験手数料を添え、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること（郵送による受験申込みをする者を除く。）。
 - イ 県外に居住する者及び郵送による受験申込みをする者にあつては、封筒の表に「製菓衛生師試験願書在中」と朱書し、(4)の提出書類等と(5)の受験手数料分の熊本県収入証紙又は郵便為替を同封し、熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）宛て特定記録郵便で提出すること。ただし、2のただし書に該当する者は、郵送による提出はできない。
- (4) 提出書類等
 - 提出書類は、次のとおりとする。また、アからエまでの書類の提出部数は、保健所に提出する場合にあつては2部、郵送で提出する場合にあつては1部とする。
 - ア 受験願書（第1号様式）
 - イ 菓子製造業従事証明書（第2号様式）（3の(1)に該当する者を除く。）
 - ウ 提出先で原本照合を受けた菓子製造技能検定合格書の写し（2のただし書に該当する者に限る。）
 - エ 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は提出先で原本照合を受けたそれらの写し（3の(3)に該当する者を除く。）
 - オ 写真2葉（受験願書の提出前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
 - カ 証明書等に記載された姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍謄（抄）本
- (5) 受験手数料
 - 9,700円（受験願書受付後の受験手数料は、一切返還しない。）
- (6) 受験票の交付
 - 受験票は、受験願書の受付審査後、試験前日までに郵送する。
- 5 合格基準
 - 6科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各試験科目の得点とその試験科目の平均点の2分の1の点（小数点以下を四捨五入した点）を下回らないこと。
- 6 合格発表及び合格証書の交付
 - (1) 合格者の発表は、平成26年8月22日（金）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページに掲載する。
 - (2) 合格者に対しては、合格証書を郵送する。
- 7 その他
 - (1) 願書の請求及び受験についての問合せ先

熊本県健康危機管理課	096-333-2247
有明保健所衛生環境課	0968-72-2184
山鹿保健所衛生環境課	0968-44-4121
菊池保健所衛生環境課	0968-25-4135
阿蘇保健所衛生環境課	0967-32-0535
御船保健所衛生環境課	096-282-0041
宇城保健所衛生環境課	0964-32-0598
八代保健所衛生環境課	0965-33-3198
水俣保健所衛生環境課	0966-63-4104
人吉保健所衛生環境課	0966-22-3107
天草保健所衛生環境課	0969-23-0172
熊本市保健所食品保健課	096-364-3188
 - (2) 試験成績の開示
 - 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により開示を希望する受験者に対し、各試験科目の得点及び合計得点を開示する。
 - ア 開示請求の方法
 - 県庁新館3階健康危機管理課に、身分を証明するもの及び合格証書又は受験票を持参した場合に開示する。
 - イ 開示期間
 - 合格発表の日から1か月間（平成26年8月22日（金）から同年9月22日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時まで。）とする。
 - (3) 試験問題の開示
 - 試験問題は、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。掲載期間は、1年間（平成26年8月22日（金）から平成27年8月21日（金）まで）とする。
 - (4) 合格の取消し
 - 受験申込みに当たって虚偽若しくは不正があつた場合、又は受験中の不正行為が判明した場合は、合格を取り消す。

熊本県公告第235号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」とい

う。)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
熊本県庶務事務システム保守等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局総務事務センター
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年3月12日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社熊本支店
熊本県熊本市中央区水道町8番6号
- 5 契約金額
26,005,320円(うち消費税及び地方消費税の額1,926,320円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第236号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字南屋敷1449番地1
410.40平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡嘉島町大字上島1449番地3
伴 康夫

熊本県公告第237号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 調達物品の名称及び予定数量
熊本県庁舎で使用する電気 10,827,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局管財課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2089
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月18日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社エネット 代表取締役社長 池辺 裕昭
東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 5 落札金額
171,702,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成26年1月28日

熊本県公告第238号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市御代志字向野1656番169
488.33平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池市泗水町豊水3801番地1フレヴェール203
中山 慎也

熊本県公告第239号

平成26年度熊本県献血推進計画を次のとおり定める。
平成26年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 目的
この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）及び第6次熊本県保健医療計画に基づき、平成26年度に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、献血の推進に関する計画を定めるものである。
- 2 計画の期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 平成26年度に献血により確保すべき血液の目標量及び献血者数
血漿分画製剤の安定供給を確保するため、厚生労働省から県が確保すべきとして設定された原料血漿確保目標量（12,734リットル）と県で平成26年度に必要と見込まれる輸血用血液量とを勘案し、確保すべき血液の目標量及び献血者数を次のとおり設定する。

献血の種類		血液量（リットル）	献血者数（人）
全血 献血	200ミリリットル	226	1,130
	400ミリリットル	23,040	57,600
成分 献血	血小板成分献血	4,804	12,010
	血漿成分献血	2,999	6,410
総 数		31,069	77,150

- 4 血液の目標量を確保するために必要な措置
必要な血液量及び献血者を確保するため、次の取組を行う。
 - (1) 献血に関する普及啓発活動の実施
県及び市町村は、夏季及び冬季における血液不足の傾向を解消するため、採血事業者等の協力を得てキャンペーン等を展開する。
また、400ミリリットル献血及び成分献血の必要性についての県民の理解を深めるとともに、若年層献血のより一層の推進を図る。
ア キャンペーン等の実施
（ア）愛の血液助け合い運動（7月及び8月）
（イ）学生献血クリスマスキャンペーン（12月）
（ウ）はたちの献血キャンペーン（1月及び2月）
（エ）献血会場に普及啓発員を配置し、献血協力を呼びかける。
イ 移動献血ギャラリーの開催（県内6か所程度）
ウ パンフレット・啓発資材の作成配布
各種キャンペーンでの啓発資材、パンフレット等を作成し、活用する。
エ 広報活動
（ア）テレビ、ラジオ、ホームページ等での広報
（イ）若者向け情報誌、市町村広報誌等での広報
 - (2) 若年層等の献血者確保対策
ア 小・中学生：将来にわたって安定的に血液製剤を供給できる体制の構築を目指し、出前講座を活用して献血の重要性及び献血思想の普及を図る。
イ 高校生：県内の公立又は私立の高等学校等と連携して、高校生を対象に献血についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、献血の意義、仕組み等を説明する「献血セミナー」及び体験学習を実施する。
ウ 大学生：学生献血推進リーダーの研修会等において、同世代に対する献血の効果的な呼びかけ方法の提案、活動発表等を通して啓発活動を推進するとともに、学生相互の交流を深める。
エ 全体：日本赤十字社主催「いのちと献血俳句コンテスト」の後援を行うとともに、積極的な募集の働きかけ等により啓発を実施する。
 - (3) 献血推進組織の育成
ア 市町村献血推進協議会との連携
イ 市町村担当者及び献血推進リーダーの研修会の開催
ウ ライオンズクラブ三献運動協力会との連携
エ 熊本県学生献血推進協議会の活動支援等
 - (4) 献血受付時の次回協力者確保
献血受付時に複数回献血への協力を働きかけることにより、季節的又は血液型別の血液不足を未然に回避する。

- 5 血液不足等緊急事態における献血の確保
輸血用血液製剤の在庫状況に応じた対応を定めた血液不足等緊急事態における危機管理対応要項に基づき、市町村、熊本県赤十字血液センター及び関係機関と連携を図りながら、必要に応じて、献血不足注意報の発令、緊急献血等の各種対策を実施する。
- 6 災害時における献血者の確保
地震等の大規模な災害発生時に必要な血液を供給するため、熊本県災害対策本部、市町村、熊本県赤十字血液センター及び関係機関が連携を密にして必要な措置を講じる。
 - (1) 九州ブロック赤十字血液センター（久留米市）の一元管理による速やかな血液製剤の供給
 - (2) 熊本県災害対策本部による血液搬送手段の確保及び訓練の実施
 - (3) 放送要請に関する協定に基づく献血協力依頼の放送実施、市町村の協力による臨時献血実施等による献血者確保（県と日本放送協会で協定）

熊本県公告第240号

菊池郡大津町に事務所を置く大菊土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	上田 玉男	菊池郡大津町大字大林440番地
理事	吉山 一男	菊池郡大津町大字陣内1333番地
理事	永田 典治	菊池郡大津町大字陣内1414番地
理事	坂本 晋一	菊池郡大津町大字下町128番地
理事	源川 貞夫	菊池郡大津町大字引水140番地
理事	矢野 正和	菊池郡大津町大字灰塚151番地
理事	相馬 静典	菊池郡菊陽町大字原水3568番地
理事	上田 和徳	菊池郡菊陽町大字原水230番地1
理事	高森 博昭	菊池郡菊陽町大字原水5079番地
理事	西本 勇市	菊池郡菊陽町大字久保田268番地
理事	坂本 伸一	菊池郡菊陽町大字久保田2316番地
理事	前田 孝一	菊池郡菊陽町大字津久礼1968番地
理事	森田 俊郎	菊池郡菊陽町大字曲手250番地
理事	眞鍋 高雄	菊池郡菊陽町大字辛川1149番地2
理事	菊池 信泰	熊本市東区平山町3230番地
理事	家入 勲	菊池郡大津町大字大津846番地
理事	後藤 三雄	菊池郡菊陽町大字原水2323番地2
監事	田中 俊之	菊池郡大津町大字町227番地
監事	曾我 永一	菊池郡菊陽町大字原水471番地
監事	吉岡 公男	菊池郡菊陽町大字津久礼447番地
就任		
理事	大島 信利	菊池郡大津町大字吹田359番地
理事	藤本 勝昭	菊池郡大津町大字森66番地3
理事	樋口 次雄	菊池郡大津町大字陣内1968番地2
理事	益田 和人	菊池郡大津町大字町299番地
理事	源川 貞夫	菊池郡大津町大字引水140番地
理事	西本 隆行	菊池郡大津町大字新160番地
理事	宮 崇 榮治	菊池郡菊陽町大字原水2575番地
理事	曾我 永一	菊池郡菊陽町大字原水471番地
理事	高森 博昭	菊池郡菊陽町大字原水5079番地
理事	西本 勇市	菊池郡菊陽町大字久保田268番地
理事	田中 淳一	菊池郡菊陽町大字久保田2010番地1
理事	吉岡 一博	菊池郡菊陽町大字津久礼501番地
理事	川端 哲男	菊池郡菊陽町大字馬場楠476番地
理事	山川 登	菊池郡菊陽町大字辛川621番地

理事	鍋島 敬一	菊池郡菊陽町大字辛川1621番地1
理事	家入 勲	菊池郡大津町大字大津846番地
理事	後藤 三雄	菊池郡菊陽町大字原水2323番地2
監事	徳永 浩二	菊池郡大津町大字陣内1686番地
監事	川上 富雄	菊池郡大津町大字室760番地1
監事	山口 貢	菊池郡菊陽町大字辛川1208番地

熊本県公告第241号

菊池市に事務所を置く菊池台地用土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年4月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	上野 英二	菊池市袈裟尾596番地
理事	宮川 隆	菊池市森北1524番地
理事	村上 隆男	菊池市七城町台61番地
理事	山代 正治	菊池市旭志伊萩553番地
理事	中尾 正弘	菊池市旭志伊坂224番地
理事	吉井 正剛	菊池市泗水町永3377番地
理事	福嶋 俊一	菊池市泗水町南田島1090番地1
理事	本田 一臣	菊池郡大津町杉水303番地
理事	稲倉 隆夫	合志市豊岡2404番地
理事	緒方 實	合志市福原2126番地
理事	高島 一久	合志市野々島3039番地
理事	奥村 齋	山鹿市方保田40番地
理事	元田 初男	山鹿市菊鹿町松尾1213番地
理事	財津 公明	山鹿市鹿本町御宇田1968番地
理事	前田 博文	山鹿市鹿央町広3982番地
理事	高宗 徳男	熊本市北区植木町清水1972番地1
理事	江頭 実	菊池市隈府913番地6
理事	家入 勲	菊池郡大津町大津846番地
理事	荒木 義行	合志市幾久富1909番地871
理事	中嶋 憲正	山鹿市鹿本町石渕593番地
理事	高田 晋	熊本市東区東町4丁目17番8-303号
監事	栗原 康敏	菊池市七城町加恵178番地3
監事	永田 光雄	菊池郡大津町矢護川3014番地2
監事	吉本 政幸	山鹿市鹿央町千田858番地
監事	上田 義春	熊本市北区植木町古閑1210番地1
就任		
理事	上野 英二	菊池市袈裟尾596番地
理事	岩木 良信	菊池市藤田969番地
理事	山下 正行	菊池市七城町加恵263番地
理事	山代 正治	菊池市旭志伊萩553番地
理事	松永 孝志	菊池市旭志尾足934番地
理事	坂本 秀昭	菊池市泗水町住吉603番地
理事	福嶋 俊一	菊池市泗水町南田島1090番地1
理事	本田 一臣	菊池郡大津町大字杉水302番地
理事	吉岡 敏広	合志市竹迫95番地1
理事	村上 義治	合志市栄1290番地
理事	上野 幸伸	合志市野々島3183番地
理事	立山 隆	山鹿市蒲生1684番地

理事	高田 信	山鹿市菊鹿町松尾 7 1 6 番地
理事	廣田 昌章	山鹿市鹿央町広 2 3 0 2 番地
理事	上田 義春	熊本市北区植木町古閑 1 2 1 0 番地 1
理事	江頭 実	菊池市隈府 9 1 3 番地 6
理事	家入 勲	菊池郡大津町大字大津 8 4 6 番地
理事	荒木 義行	合志市幾久富 1 9 0 9 番地 8 7 1
理事	中嶋 憲正	山鹿市鹿本町石渕 5 9 3 番地
理事	高田 晋	熊本市東区東町 4 丁目 1 7 番 8 - 3 0 3 号
監事	松本 隆幸	菊池市七城町小野崎 4 1 0 番地
監事	今村 達也	菊池郡大津町大字矢護川 1 0 3 3 番地
監事	吉本 政幸	山鹿市鹿央町千田 8 5 8 番地
監事	上田 定信	熊本市北区植木町内 1 3 9 6 番地

熊本県公告第 2 4 2 号

宇城市に事務所を置く小川町土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 6 年 4 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	池田 勇一	宇城市小川町新田出 1 1 7 7 番地 2

熊本県公告第 2 4 3 号

菊池郡大津町に事務所を置く錦野土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 6 年 4 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	古庄 敏昭	菊池郡大津町大字外牧 3 8 2 番地
就任 理事	宇都宮 一誠	菊池郡大津町大字外牧 3 6 2 番地 2

熊本県公告第 2 4 4 号

下益城郡美里町に事務所を置く美里町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 6 年 4 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	上田 泰弘	下益城郡美里町馬場 5 7 1 番地 2
理事	吉田 美好	下益城郡美里町大井早 4 1 3 8 番地
理事	五瀬 安廣	下益城郡美里町永富 2 4 0 4 番地
理事	高田 良一	下益城郡美里町畝野 1 5 7 2 番地 1
理事	本田 賢一	下益城郡美里町遠野 2 3 8 番地
理事	田上 秀明	下益城郡美里町大井早 2 8 3 0 番地
理事	土田 哲雄	下益城郡美里町柏川 8 8 4 番地
理事	松本 新一	下益城郡美里町畝野 5 7 8 番地
理事	戸上 岩男	下益城郡美里町遠野 1 9 2 8 番地
理事	松永 光博	下益城郡美里町栗崎 1 2 9 6 番地
理事	篠原 良介	下益城郡美里町涌井 1 7 0 9 番地

就任	理事	塚本 寿一	下益城郡美里町名越谷 2 9 5 8 番地
	理事	笹原 眞一	下益城郡美里町石野 1 4 3 番地
	監事	霍本 正博	下益城郡美里町甲佐平 1 3 5 4 番地
	監事	米村 繁男	下益城郡美里町清水 1 4 5 1 番地
	監事	本村 保雄	下益城郡美里町遠野 1 5 8 6 番地
	理事	上田 泰弘	下益城郡美里町馬場 5 7 1 番地 2
	理事	高田 良一	下益城郡美里町畝野 1 5 7 2 番地 1
	理事	吉田 美好	下益城郡美里町大井早 4 1 3 8 番地
	理事	五瀬 安廣	下益城郡美里町永富 2 4 0 4 番地
	理事	増永 光喜	下益城郡美里町畝野 3 9 6 5 番地 1
	理事	村上 七郎	下益城郡美里町川越 1 6 6 9 番地
	理事	藤岡 政臣	下益城郡美里町川越 3 6 3 9 番地
	理事	田上 秀明	下益城郡美里町大井早 2 8 3 0 番地
	理事	園田 正美	下益城郡美里町遠野 1 3 9 3 番地
	理事	松永 光博	下益城郡美里町栗崎 1 2 9 6 番地
	理事	土田 哲雄	下益城郡美里町柏川 8 8 4 番地
	理事	守田 實美	下益城郡美里町名越谷 5 9 番地
	理事	木村 政博	下益城郡美里町清水 1 0 3 1 番地
	監事	田上 和則	下益城郡美里町涌井 1 7 9 3 番地
	監事	下田 敏夫	下益城郡美里町遠野 1 5 4 7 番地
	監事	米村 繁男	下益城郡美里町清水 1 4 5 1 番地

正 誤

平成 2 6 年 4 月 1 3 日熊本県公報号外第 2 4 号目次中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	3	及び	および

平成 2 6 年 4 月 1 3 日熊本県公報号外第 2 5 号目次中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	4	又は	または